

会 議 録

会 議 名	平成30年度第2回小金井市空家等対策協議会
事務局（担当課）	地域安全課、まちづくり推進課
開催日時	平成30年8月27日（月） 10時00分～11時00分
開催場所	小金井市商工会館萌え木ホールB
出席委員（敬称略）	会長：西岡真一郎 座長：宇於崎勝也 百瀬和浩、星野伸之、沖浦あつし、藤原真由美、清水輝明、 宇嶋吉樹、宮下竜一、亙理鐵哉、上村久子
欠席委員（敬称略）	室岡利明、松井峰夫、鈴木菜穂美
その他出席者	なし
傍聴者	0名
事務局出席者	加藤総務部長 東山都市整備部長 大関地域安全課長、穂山地域安全係長、北林地域安全係主事 黒澤まちづくり推進課長、森住宅係長、小島住宅係主査 ランドブレイン株式会社 西田、生山
会議次第	1 開会 2 報告 (1) 平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会会議録について (2) 平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会における 主な意見について 3 議 題 (1) 空家等対策計画素案について 4 閉会
会議内容	会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり
その他	なし



平成30年度第2回小金井市空家等対策協議会 会議録

平成30年8月27日（月）

【事務局】 開会の前に、事務局からご報告させていただきます。本日、会長である市長が所用により、11時30分を目途に退席させていただきますので、よろしくお願いたします。また、会場の変更にご協力いただきましてありがとうございました。

【会長】 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これから、平成30年度第2回小金井市空家等対策協議会を開会いたします。

本日は、今までの協議内容を踏まえて空家等対策計画素案を作成し、事前に委員の皆様へ送付しております。この素案に対して、今回の協議会で、委員の皆様から意見をいただき、その意見をできる限り反映した内容と、素案の最後のページに記載させていただいております資料を添付して、次回計画案として提示する予定です。今までは、空家の発生予防、空家等の適正管理の促進、空家等の利活用の促進、特定空家等への対応、空家等に関する相談機会の充実と、この5つの重要な項目について主に協議してまいりましたが、今回は素案となりますので、この空家等対策計画の全体の内容について、ご協議いただきたいと思います。

始めに、この協議会は、平成29年度第1回小金井市空家等対策協議会で決定した小金井市空家等対策協議会運営要領第4条第2項に基づき、会議は委員及び会長の半数以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日、室岡委員、松井委員、鈴木委員から欠席の連絡をいただいております。なお、欠席委員のうち、室岡委員からは意見をいただいておりますので、後程事務局よりご報告いたします。本日の出席委員は11名ですので、当協議会が成立していることを確認させていただいております。

それでは、会議に入りたいと思いますが、進行については、小金井市空家等対策協議会運要領第3条第2項に基づき座長が務めることと規定しておりますので、宇於崎座長に交代したいと思います。座長、お願いたします。

【座長】 これより私の方で進行させていただきます。本日の協議会はお手元の次第

に沿って進行させていただきます。最初に、小金井市の協議会は小金井市民参加条例により原則公開となっております。個人情報等を協議する場合等は非公開とすることとなりますが、本日の会議は個人情報を取扱いませんので、公開となります。本日、傍聴人はおりますか。

【事務局】 傍聴人はおりません。

【座長】 それでは、議題に入る前に配布資料の確認を事務局よりお願いします。

【事務局】 本日の配布資料について確認させていただきます。

最初に、次第。

次に、平成30年度第1回空家等対策協議会会議録（案）。

次に、平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会の主な意見と対応。

次に、資料1 小金井市空家等対策計画素案。

次に、小金井市空家等対策計画策定スケジュール。

参考資料として、東京都区市町村の取組状況。

最後に、「あなたの空き家大丈夫ですか」というパンフレットの7点です。

なお、資料につきましては、平成30年度第1回空家等対策協議会会議録（案）と資料1 小金井市空家等対策計画素案を事前に送付させていただいております。

以上となりますが、資料がない方は挙手をお願いします。

【座長】 資料についてはよろしいでしょうか。それでは、次第に沿って進めていきます。

本日の協議会の趣旨は、今までの協議会でいただいた意見を基に事務局で内容を精査し、空家等対策計画素案として提示を受けております。従いまして、事務局からは、この素案について内容や文言等も含めた具体的な事項について、ご意見を頂戴したいと伺っておりますので、委員の皆様にはご協力をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項については、（1）平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会会議録について、と（2）平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会における主な意見について、を事務局より報告していただき、ご質問等あれば一括してお願いしたいと思います。報告をお願いします。

【事務局】 平成30年5月18日に平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会を

開催いたしました。会議録については、事前に委員の皆様へ送付させていただき、委員の皆様が内容確認の上、修正内容を反映した上で公開することとしております。何名かの委員から修正がありましたので、それを反映したものを事前に送付させていただいております。この内容でよろしければ、会議録として決定し、正式な会議録として公開いたします。

続きまして、平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会における主な意見について、になります。資料をご覧ください。

前回までに、空家の発生予防から空家等対策の実施体制、相談体制の5つの項目について意見を頂いておりますので、主なものを紹介いたします。

空家の発生予防については、亡くなったときにどうしたら良いか意思を残してもらうのは非常に有効だと思う、相談の個別体制があると良い、文言の整理をしていただきたい、というご意見をいただいております。

2番目の空家等の適正管理の促進については、任意に管理人を選任する方法もあるので、こちらを記載した方が良いのではないかと意見をいただいております。

続きまして、空家等の利活用の促進については、建築確認の図面や検査済証が残っていないと、安全性を証明することや用途変更が難しいという意見をいただいております。また、費用の助成も考えていったら良いのではないかと意見もいただきました。

4番目の特定空家については、補助金を出すことが出来るのか疑問があるという意見をいただきました。

最後に、空家等対策の実施体制、相談体制につきましては、市の中に受付窓口を実際に作ったほうが良いのではないかと、8団体との協定についてもう少し詳しく記述した方が良いのではないかと意見を頂いております。

主な意見については以上になります。

**【座長】** 事務局から2点報告がありました。前回の協議会の振り返りですが、ご意見はございますでしょうか。それでは、平成30年度第1回小金井市空家等対策協議会会議録は、この通り決定します。

次に議題に入ります。(1)空家等対策計画素案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 素案の前に、参考資料をご覧ください。東京都の53区市町村で、平成30年5月17日現在、どれだけ対策計画を作っているかを図示した資料です。11区、6市、1村が策定していて、23区では約半数が策定済です。区部では木造密集地域が多く、対策計画の必要性が高いため策定したと思われます。市部ではまだ6市ということで、小金井市は先立って作っている方だと考えています。

下の図は、平成27年度から平成29年度にかけて、代執行を行ったところを示しています。市では町田市が略式代執行を行っています。他は5区が代執行を行っている状況です。特定空家等の認定基準については、対策計画を策定している6市のうち、3市が認定基準を策定しています。残りの3市は、検討中または策定中と聞いています。区部では、11区のうち7区が認定基準を策定しています。

続いて素案について説明させていただきます。前回からの修正内容を赤字で記載しております。

1ページをご覧ください。計画の位置づけについて、小金井しあわせプランが最上位計画になるので、それが分かるように修正しています。

3ページをご覧ください。3ページから4ページの資料の出典について、何年の資料を使っているかを正確に記載しています。

5ページは、地域別の高齢化率について解説を加えています。

6ページは、説明書きを追加しています。

7ページは、資料の年月日等を正確に記載しています。

8ページは、地域別の住宅の状況について説明文を記載しています。

9ページは、中古住宅の状況を新たに追加しています。中古住宅を購入した割合が12.9%と周辺市の中でも高くなっています。

10ページから11ページは、資料の年月日等を正確に記載しています。

12ページは、平成29年度に小金井市空家等実態調査を行っておりますので、資料名を正確に記載しています。

13ページは、空家等の分布について説明書きを追加し、駅周辺地域は若干空家率が低く、大学や公園がある地区は空家率が低いという注釈を入れています。

14ページから21ページは、総数を記載し、資料名についても正確に記載しています。

23ページは、空家等評価として、「管理不全」12件3.0%が、法における「特定空家等」の候補となる可能性が高くなるという文言を入れていません。

24ページは、活性化意向者評価結果として、説明書きを加えています。

25ページは、空家等の問題点・課題を追記しています。

28ページは、空家等の発生予防について文言等を整理しています。また、所有者等への情報提供・意識啓発として、NPO法人シニアサポート多摩の死後事務委任等に関する取組みを紹介しています。

29ページは、ホームロイヤル契約について記載しています。その下の小金井市の官民協働による啓発冊子については、冊子が出来上がりまして、お手元に配布したものの内容を記載しています。続きまして、高齢者世帯への対応として、住宅の維持管理や相続・処分等に関する案内をすることにより、空家等の発生にも備えるよう促します、という文言を加えています。

30ページは、社会福祉協議会の取組みとして、リバースモーゲージについて詳しく説明しています。具体的には、貸し付けにあたって審査があること、民間の市中銀行でも行っていることなどを記載しています。

31ページは、シルバー人材センターの取組みとして、空き家管理サービスがありますので、具体的な金額等を記載しています。

32ページは、司法書士等の取組みとして、財産管理委任契約に関する説明を加えています。

34ページは、空家等の利活用の検討として、慎重な対応を行うことを記載しています。また、空き家再生等推進事業として、空き家活用に係る国の補助金がありますので追加しています。

37ページは、空家の除却等に係る国の補助金がございますので追加しています。

38ページは、8団体の協定について詳しく載せています。

40ページは、庁内の実施体制として、庁内検討委員会で必要な事項について検討していきます。また、既存の窓口を利用して空家等に適切に対応で

きる体制を整えるということで、空家に関する主な問合せ先を載せています。庁内においては、地域安全課が総合窓口になるということで表の一番上に載せています。

4 1 ページは、8 団体と協定を結んでいるので、問合せ先等を載せています。

4 2 ページは、データベースについてまだ記述できておりません。これについては、昨年度まちづくり推進課で空家等実態調査を行い、それを地域安全課でデータベース化しています。地域安全課のみで使えるシステムで、庁内の関連各課で共有するには、費用が相当かかります。10 年間の計画なので将来のことを載せることも可能なのですが、実現できないことは書いても意味がありません。現状を記載するに留めるのか、見直しの時期に将来の見込みを記載した方が良いのか、どういう形で記述するのか、もう少しお時間をいただければと思います。

4 3 ページは、資料編として、次回の計画案には、関係法令や策定経緯について載せていきたいと考えております。素案については以上となります。

続いて、室岡委員からの意見をご紹介します。

2 9 ページのホームロイヤーの文言について、「特定の弁護士」と「いつも同じ弁護士」は同じ意味合いであるため、後段の「いつも同じ弁護士」は削除したらどうかというご意見です。

3 0 ページの不動産担保型生活資金の説明の中で、パンフレットの中に不動産担保型生活資金の定義が記載されているので、それを記載して欲しい。具体的には、「現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です」とあり、特に「現在お住まいの自己所有の不動産」と「将来にわたって住み続けること」が重要なので、この文言は入れて欲しいというご意見です。また、「詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください」という文言を入れて欲しいと伺っています。

続いて、家族信託の内容について記載してほしいというご意見です。家族信託は、亡くなる前に家族に不動産等の運用や管理をお願いする仕組みです。

3 0 ページの下か、3 2 ページの司法書士の取組みの上に入れると良いので

はないかと伺っています。

32ページの司法書士の取組みの中で、財産管理委任契約は成年後見制度に比べて自由度が高く、とありますが、成年後見制度と対比することが馴染まないのではないかと伺っています。この件については、清水委員にも後でご意見をお聞きできればと思います。

34ページの空家等の利活用の検討について、こうすれば空家が使えるという言い方はできないか、というご意見です。室岡委員からのご意見は以上となります。

**【座長】** 前回までにご意見をいただいておりますけれども、今回素案としてまとまってきました。ご意見をお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

**【藤原委員】** 分かりやすい素案を作ってくださいありがとうございます。弁護士会の空家に対する取組みとして、一番力を入れているのはホームロイヤーよりもむしろ相談活動です。既に空き家問題に特化した相談窓口がございます。東京弁護士会が中心になって作っているのが都心を中心に取り組んでいますが、多摩地域の空き家の相談があった場合には、東京の3つの弁護士会の多摩支部に連絡が来て、そちらで相談を受ける体制も出来上がっています。また、東京の3弁護士会の多摩支部と、多摩地域の各市とで、協力連携に関する協定の締結が進んでいます。一番最初は武蔵野市で、三鷹市などが続き、増えています。小金井市も協定を締結する方向で検討していただけるとありがたいと思います。

**【事務局】** 弁護士会との協定については、具体的に話を詰めているところです。協定をまだ結んでいないので今回は記載できなかったのですが、計画策定までに協定がまとまれば、計画にも記載させていただいて、また各団体の相談窓口を載せておりますので、窓口も調整がつけば記載させていただければと考えております。

**【座長】** そうすると、41ページに弁護士と社会福祉協議会の連絡先が入ることですね。

清水委員、先ほど事務局の方から質問があった32ページのところはいかがでしょう。

**【清水委員】** 成年後見制度は、発足した当時は後見人が自由に処分できたのですが、家

族が後見人になったケースでいろいろと問題が多くなり、裁判所の方針が、処分しないでいいものは処分させない、というものになっています。そういう意味で、財産管理契約の方が自由度が高いと言えます。ここの方向性が決定的に違うので、比較対象にならないとも言えますが、逆に言うと、財産管理契約も家族信託もそういうニーズから出てきているものなので、成年後見制度と単純に比較するものではないです。

【座長】 成年後見制度との比較ではなく、財産管理契約の使い勝手の良さにスポットをあてて書いた方がいいということですね。

【藤原委員】 これは任意後見と同じものと考えてもよろしいでしょうか。本人に判断能力がある場合の制度ですよ。

【清水委員】 そうです。

【藤原委員】 それであれば、弁護士会も専門の機構を作っています。

【清水委員】 後見制度が始まった時に、最初は任意後見契約というものを行ったのですが、契約が結ばれているからと言って金融機関などに出向いても拒絶される例も多かったです。若干は良くなっていますが、それよりも一歩進んだものが財産管理契約になります。当初から問題が多かったために考え出されてきたものなので、成年後見制度と比較するものではないです。

【座長】 それでは、この部分は書き直して正確に記述してください。

【百瀬委員】 8ページの用途地域の資料の出展が、国土数値情報（平成23年度）となっています。他の統計資料は、平成27年や25年など準直近となっているが、なぜここだけ23年度なのでしょう。23年度以降に用途地域を変えているので、最新版を出してもいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 ご指摘の通り、国土数値情報にこだわるものではないので、直せるものは最新のものに直していきたいと思います。

【沖浦委員】 3点ほど申し上げたいと思います。まず32ページです。空家等の適性管理に係る小金井市の取組みとして、財産管理制度の活用検討とあります。この制度がどのくらい利用されているのかは、藤原委員に教えていただければと思いますが、実際、市町村が申立できるというこの制度を利用している事例はあまりないのではないかと思います。それを市の取組みとして活用していくのはどうなのかと思います。

次は41ページです。関係機関・団体等との連携として、協定を結んでい  
る8団体の連絡窓口が書いてあります。相談項目の欄は、各団体から挙げて  
もらった項目を載せているのか、市で予測して書いてあるのかが分かりませ  
んが、例えば、28ページの中段以降に、社会福祉協議会や行政書士、司法  
書士、弁護士等と連携、と色々な職種や団体の名前が挙げられている割には、  
その項目と窓口が書いてありません。そこが上手くリンクしていないと、ス  
ムーズな窓口というには不親切なのではないかと思います。

最後に42ページです。まだ描き切れていないデータベースについて、4  
0ページには庁内体制として関係課が書いてあります。将来、各関連部署が  
データベースを情報共有することができるのか。新庁舎の整備計画もあるの  
で、計画に書けなくても検討はしていただきたいと思います。今回の策定に  
は、現在の状況を入れれば良いのではないかと思います。

【座 長】 3点ご意見を頂きましたがいかがでしょうか。

【事 務 局】 財産管理制度の活用状況について、平成29年度では市町村数で42、活  
用件数では56件あります。ただ、それが小金井市で馴染むかという疑問点  
は残ると思います。これについては次回までの宿題として検討させていただ  
ければと思います。

続きまして、データベースについては、どういう形で情報共有を行うのが  
良いのか、こちらもお時間をいただきたいと思います。

【事 務 局】 相談項目の文言は、平成28年に空き家に関する協定を結んで相談窓口を  
設置した時に、各団体とやり取りして作ったものを転載しております。市の  
予測で作ったわけではないですが、計画に載せるという意味で、もう一度文  
言の修正ができないか、見ていきたいと思います。

【座 長】 32ページは、小金井市の取組みとして馴染まない場合、なくなる可能性  
があるということですね。そうすると、市の取組みがないことになってしま  
いますが、藤原委員からご意見はありますか。

【藤原委員】 法改正で、相続財産管理人の申立者の中に、自治体を入れるという方向性  
が提案されていましたが、提案以降どうなったか分かりますか。法改正が通  
っていれば簡単なのですが、世田谷区の場合にはこの文言が無いので苦労し  
ました。

- 【事務局】 先ほどの数字は、法改後のものと思われます。
- 【藤原委員】 法改正されているのであれば、活用した方が良いと思います。
- 【清水委員】 ただし、実際にはそれだけしか実績がないわけです。不在者や相続人がいないケースが出てきた場合、市として申立するのかどうか。申立する気があるのであれば載せるべきです。
- 【会長】 庁内で検討させていただきたいと思います。基本的な考え方としては、選択肢としてあった方がいいですし、法改正の動きもあるのであれば、前向きに捉えていくべきものだろうと思いますが、皆様のご意見をいただいたうえで検討して、次回計画案を出すまでに調整させていただきたいと思います。
- 【藤原委員】 所有者不明土地に対する法改正は着々と進行している状態です。政府では、相続登記を義務化する、所有権の放棄を簡単にできるようにする、という2つの方向で法改正を検討しているそうです。2018年度中に制度改正の方向性を提示して、2020年までに実施することになっているので、この時点でかなり空き家を巡る法律が変わるという感じがします。
- 【座長】 根本的に法が変わると、書きぶりが変わるところもありますね。
- 【藤原委員】 せっかく費用をかけて財産管理制度等を活用しても、2年後に制度が全く変わってしまうという可能性もあります。
- 【星野委員】 制度が変わってもやらないわけにはいかないと思います。空き家は見た目でも相当増えてると思うので、法に抵触しないものはやっていった方が良いでしょう。
- 【事務局】 今後の検討課題として記述する形にできればと思います。この計画は、5年を目途に見直しを行うことにしていますが、ご意見をいただいたので、課題や検討事項については、項目を設けて記載できればと考えております。
- 【座長】 他に、直近で変化がありそうだという情報はございますか。
- 【星野委員】 特定空家に関する法律が改正されるということはあるのでしょうか。法律があることにはあるがハードルだけ高くて、認定基準もあるのかないのか分かりません。
- 【藤原委員】 法律自体はあります。
- 【星野委員】 そうですね。ただ、空き家でも壊さなくても大丈夫、という風潮がある気がします。

- 【藤原委員】 皆、認定するのを怖がっているのではないですか。
- 【星野委員】 自治体が認定するのを怖がっているということですね。
- 【藤原委員】 だから制度の問題ではなくて運用の問題だと思います。
- 【座 長】 自治体が代執行をどれくらいやっているのか分かりますか。
- 【事務局】 都内で代執行を行っているのは、5区1市です。台東区や世田谷区は、対策計画がなく法に基づいて代執行を行っていますが、区には建築指導主事があります。その人たちが見て、しかるべき協議会等に判断を仰いで代執行を行っていると聞いています。小金井市は、特定行政庁ではないので建築指導主事がおらず、東京都が担当しています。小金井市で代執行をやるのであれば、東京都多摩建築指導事務所の協力を仰ぎながら、判定基準等を作ったうえでやらないと難しいと考えています。そのために、専門部会を設置して判定基準等を作っていきたいと考えています。
- 【座 長】 権限の問題で難しい部分もあります。特定空家についてはもう少し先の議論になっておりまして、どのような組織をつくってどう手続きをしていくか、というじっくり考えないといけない課題が沢山あるという状況です。今回は36ページのような書きぶりとなっていますが、将来的には必ずやる心づもりで検討を進めていただければと思います。
- 【百瀬委員】 36ページの記述だと、特定空家の判断は専門部会等の協議によって行うことになっているのですが、認定基準の策定をしたうえで、という文言を付け加えておかないと分からないと思います。市としては基準を作ってやりたいとおっしゃってたので、ここを明解にしたほうが良いのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。
- 【事務局】 認定基準については、専門部会で作っていきたいと考えています。市から案を提示して、ご了解をいただいてやっていく、という形にしたいです。
- 【百瀬委員】 認定基準を策定する、という役割があることを明確にした方が分かりやすいのではないかと思います。一定の基準を示して、第三者がみても代執行が適切かどうか分からないと、後々しこりが残ってしまいます。建築の専門家が沢山集まっても難しいことは難しいのですが、前回の協議会でも、東京都多摩建築指導事務所から協力いただけるというお話を伺っています。主事がいなくても連携体制がとれるので、しっかり書いた方がいいと思います。

- 【座 長】 36ページの書きぶりを工夫してください。他にいかがでしょうか。
- 【清水委員】 41ページの相談窓口の趣旨として、相談窓口を出すのか、連携している団体の連絡先を出すのか、どちらでしょうか。今は相談窓口が載っているので、このままで良いのかという疑問があります。相談窓口ではなく、団体の連絡先・問合せ先を出すのであれば、各団体にまた違う窓口がありますので、変えていただいた方がよいと思います。
- 【事務局】 ここは基本的に相談窓口を載せてさせていただきたいと考えております。相談をできる連絡先であることが分かるように、もう一度表現を検討させていただいて、その上で各団体の皆様に確認をさせていただきます。
- 【座 長】 連絡先なので十分に注意をしていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。今回出たご意見を十分反映して、さらに計画を深めて次回提示していただければと思います。これで議題はすべて終了しました。事務局から事務連絡をお願いします。
- 【事務局】 次回の日程は、11月下旬を予定しております。近くなりましたら日程調整をしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。また、今までで電話で日程調整していたのですが、メールでも良いという方がいらっしゃいましたら、事務局までメールアドレスを教えてくださいましたらと思います。
- 【事務局】 まちづくり推進課から連絡させていただきます。計画素案の39ページにも、東京都の取組みとして東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業を掲載しています。この平成30年度の事業として5社選定されておりまして、そのうちの1社、ミサワホーム株式会社と共催で、空き家利活用等普及啓発・相談事業のイベントを実施する予定です。第1回は、平成30年10月18日の10時から12時、前原暫定集会施設で、シニア層に向けたセミナーを考えております。第2回は、平成30年12月1日の10時から12時、前原暫定集会施設で、シニアとその子世代に向けた相続関係のセミナーを考えております。第3回は、平成31年2月2日の10時から16時、宮地楽器ホールで、ミサワホームとの共催イベントと、8団体の協定先の皆様と住まいのなんでも相談会を同時実施して、年度のまとめとなるような大きなイベントを開催させていただきたいと思います。それぞれのイベントの告知物ができましたら、その都度告知させていただきます。

【互理委員】 まちづくり推進課でイベントの準備をされていますが、空家等対策協議会は地域安全課の担当です。地域安全課とは協議してやっているのでしょうか、それとも別のものとしてやっているのですか。

【事務局】 住まいのなんでも相談会は利活用政策ということで、相談窓口についてはまちづくり推進課で計画立案して、情報共有ということで地域安全課とも随時お話をさせていただいております。

【互理委員】 それに対しての意見です。市民に周知徹底をするためには、市報や関係が深そうなところにダイレクトメールを送るなど、色々な方法があると思います。市では、予算が乏しいからお金のかからない方法を優先させているような気がします。地域安全課と一緒に協力して予算を捻出できれば、綿密な連絡ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【事務局】 今年度は初めてモデル事業者と共催でイベントを行い、住まいのなんでも相談会も初めて同時に実施するというございますので、やりながらどういうやり方が一番最適なのか考えさせていただきたいと思います。

【座長】 情報を市報に載せることは可能なのですか。

【事務局】 市報にはその都度載せていきます。

【互理委員】 色々な情報を市報に載せるのですが、市報に載せれば必ず皆が関心を持って参加するとは限らない、ということを痛感しています。ものによっては別の手法も考えるべきだと思います。例えばダイレクトメールは、府中市など他市ではよくやっています。ところが小金井市は予算がないのでできないという状況をよく見ているので、このような意見を申し上げました。

【事務局】 周知の方法は今検討しているところですが、市報はもちろん、町会・自治会に告知物を配布することを想定しております。個別のダイレクトメールまでは難しいところもありますが、そういったことも含めて検討して参ります。

【座長】 周知には、皆様にも是非協力をお願いしたいと思います。

【清水委員】 周知について、所有者は市外にいる場合もあるので、そこはどのようにか検討していただきたいです。

【事務局】 その他、ホームページに載せることや、鉄道事業者にも協力いただけないか交渉中です。全て整っていないので具体的に申し上げられませんが、なるべく広く周知できるように検討しております。

【座 長】 次回11月に協議会を開いて、その計画案がパブリックコメントにかかることになっています。年度内には計画を決定したいと考えておりますので、最後までご協力お願いいたします。それでは、本日の協議会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。